

令和5年度

さいたま市医療安全推進協議会 資料

日時：令和5年8月24日（木）15時00分

会場：さいたま市保健所 第2会議室

さいたま市医療安全推進協議会委員名簿

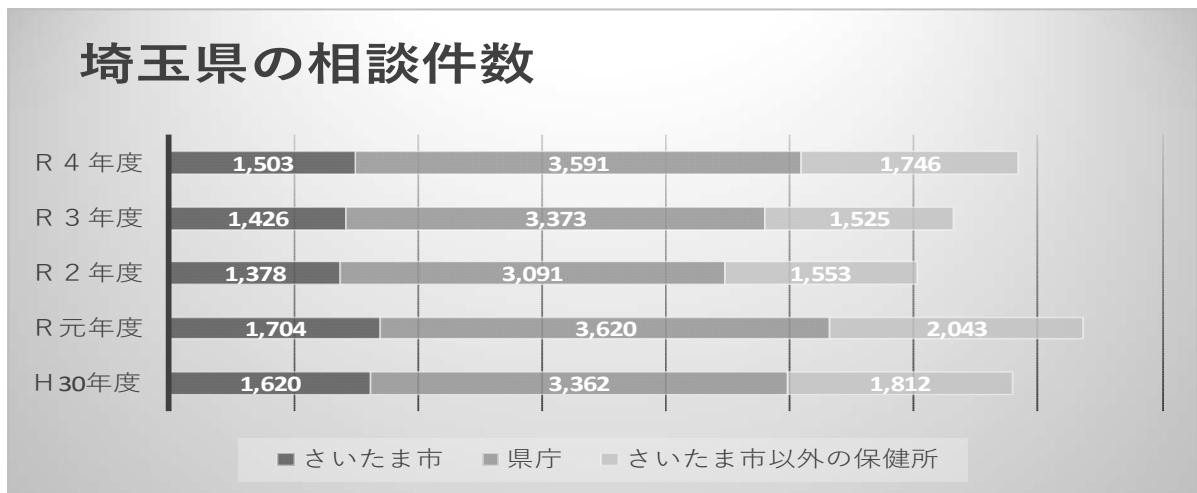
(任期：令和4年7月1日から令和6年6月30日)

区 分	団 体 名	氏 名
医療サービス を利用する者	さいたま市民生委員児童委員協議会	鵜籠 雅之
	さいたま市保健愛育会	山中 ひとみ
医療関係者	さいたま市4医師会連絡協議会	田中 洋次郎
	さいたま市歯科医師会	卷 淳一
	(一社) さいたま市薬剤師会	野田 政充
	(公社) 埼玉県看護協会	井出 志賀子
学識経験者	弁護士	馬橋 隆紀
	自治医科大学附属さいたま医療センター	遠山 信幸
	さいたま人権擁護委員協議会 さいたま部会	佐藤 久子

令和4年度 さいたま市医療安全相談窓口の相談実績について

(1) 相談件数

・埼玉県には、埼玉県庁・さいたま市・川越市・川口市・越谷市に医療安全相談窓口がある。また各県保健所でも相談を受けている。令和4年度のさいたま市の相談件数は1503件であった。

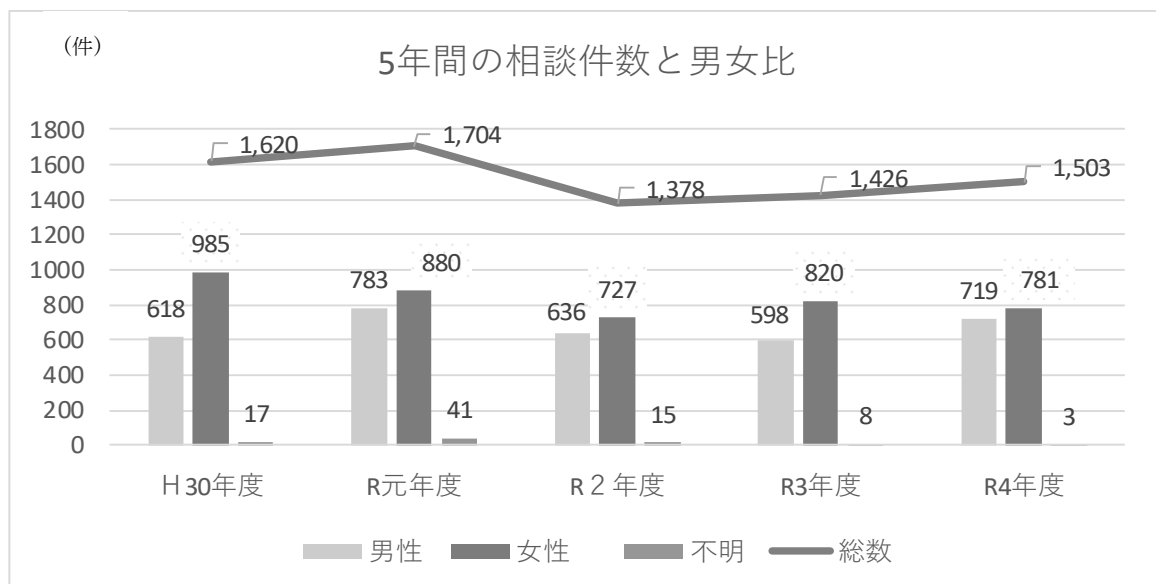


※さいたま市以外の保健所：川越市・川口市・越谷市・各県保健所

・1日の相談件数は月により差はあるが、6件程度である。 ※1日平均・・・件数/相談受付日数

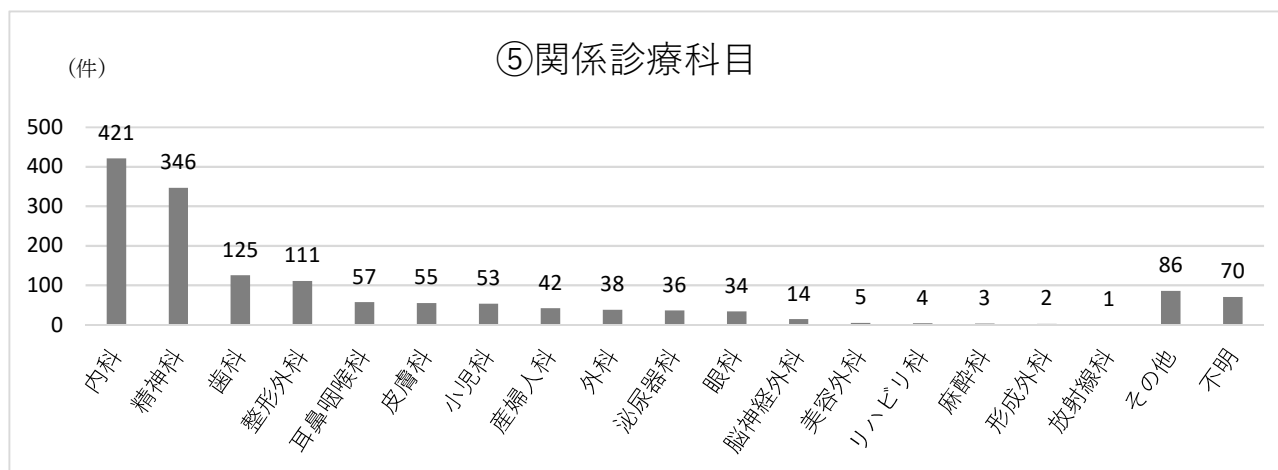
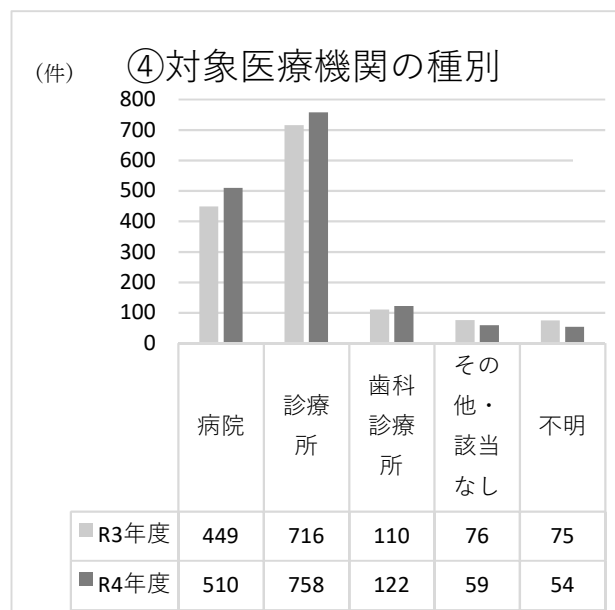
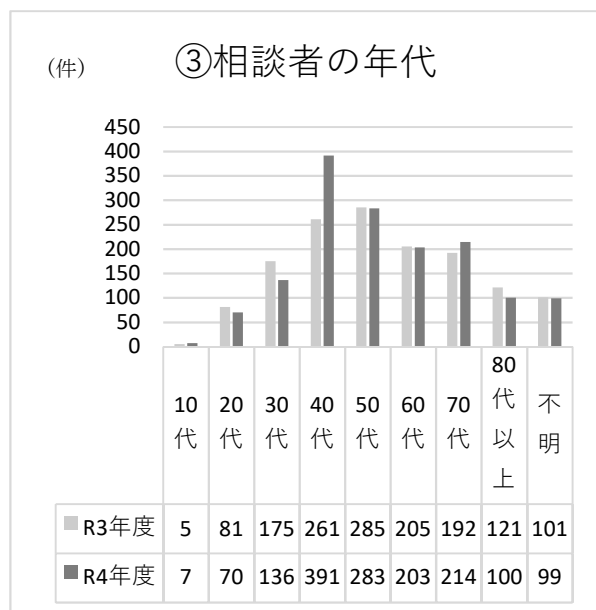
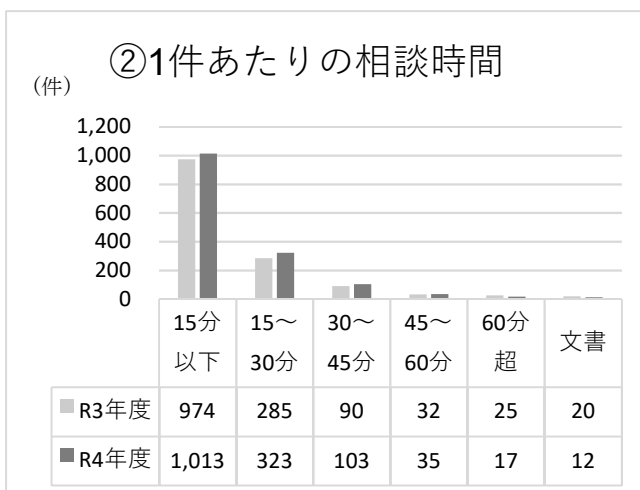
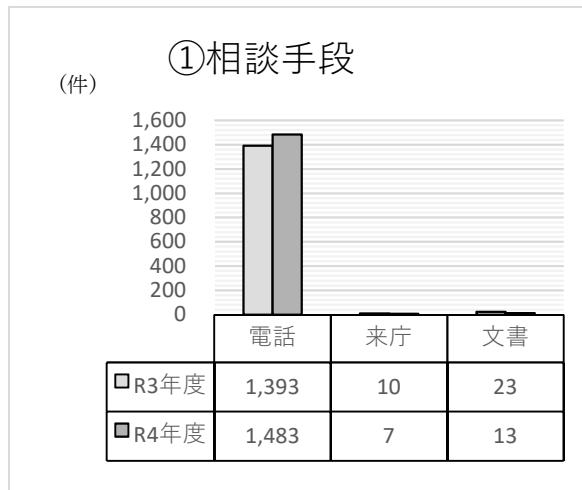
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	113	117	115	136	138	134	118	136	125	107	126	138	1,503
1日平均	5.7	6.2	5.2	6.8	6.3	6.7	5.9	6.8	6.3	5.6	6.6	6.3	6.2

・男女比は、女性の相談が多い。不明3名とは、匿名の文書による相談である。



(2) 相談の内訳

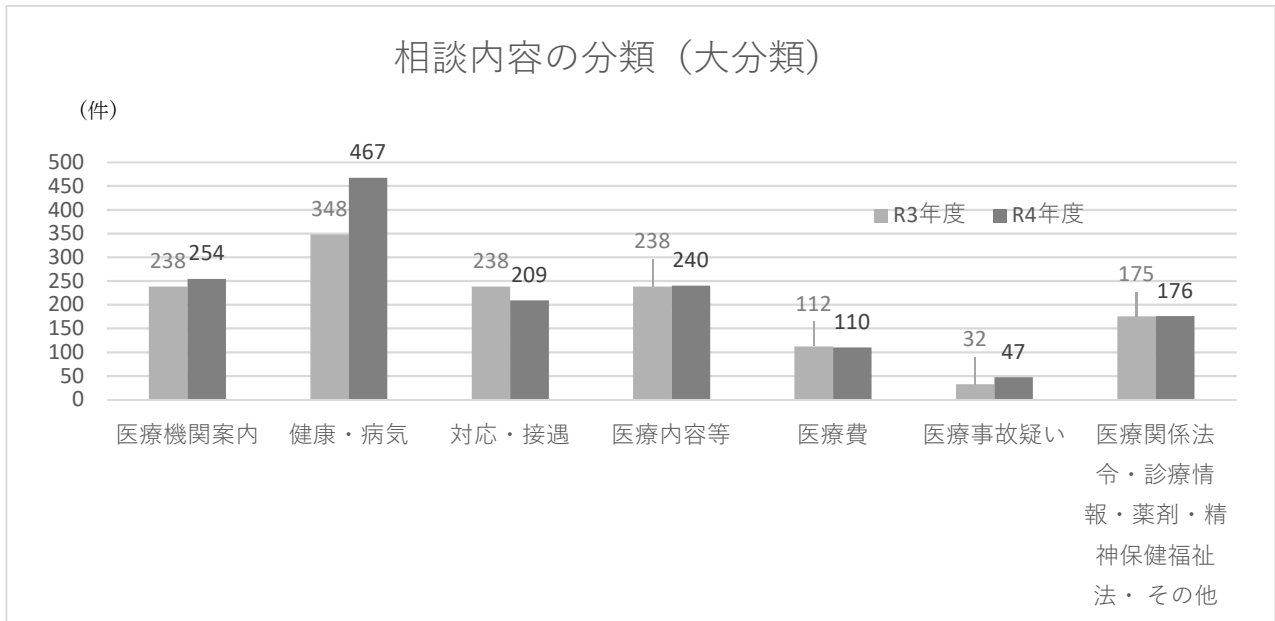
- ①専用電話に寄せられる相談が圧倒的に多い。②9割近くの相談は30分以内で終わっている。
④その他・該当なしには老人福祉施設内の医療や施術所などが含まれる。⑤過去6年連続で、内科、精神科の順に多い。(1人の方から176件の相談があった。)



※診療科目の区分は、相談や苦情だけでなく医療機関の案内も含まれた件数である。また、複数の科目にまたがる場合は、主として受診する医師の診療科目でカウントしている。

※内科には、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科などが含まれる。

(3) 相談内容の分類



前年と比べ2%以上増加したのものには、「医療機関案内」の「医療機関情報」、「健康・病気」の「精神」である。
逆に2%以上減少したものは、「医療機関案内」の「転院相談」、「健康・病気」の「一般」である。

相談内容		R3年度		R4年度			相談内容		R3年度		R4年度	
		件数	割合	件数	割合				件数	割合	件数	割合
医療機関案内	医療機関情報	144	10.1%	192	12.8%	↑	医療関係法令	従事者不足	0	0.0%	0	0.0%
	転院相談	80	5.6%	45	3.0%	↓		退院強要	0	0.0%	0	0.0%
	セカンドオピニオン	7	0.5%	0	0.0%			清潔保持	1	0.1%	6	0.4%
	その他	7	0.5%	17	1.1%			広告	0	0.0%	1	0.1%
	計	238	16.7%	254	16.9%			無診察投薬	3	0.2%	0	0.0%
健康・病気	一般	281	19.7%	246	16.4%	↓	診療情報	診療拒否	14	1.0%	12	0.8%
	精神	48	3.4%	212	14.1%	↑		カルテ記載	2	0.1%	2	0.1%
	歯科	16	1.1%	8	0.5%			無資格医療	5	0.4%	4	0.3%
	その他	3	0.2%	1	0.1%			その他	12	0.8%	6	0.4%
	計	348	24.4%	467	31.1%			計	37	2.6%	31	2.1%
対応・接遇	医師	106	7.4%	84	5.6%	↓	医療事故疑い	医療過誤判断	3	0.2%	5	0.3%
	歯科医師	5	0.4%	13	0.9%	↓		対応方法相談	26	1.8%	34	2.3%
	看護師	32	2.2%	18	1.2%	↓		その他	3	0.2%	8	0.5%
	薬剤師	3	0.2%	4	0.3%		計	32	2.2%	47	3.1%	
	受付・職員	31	2.2%	42	2.8%		薬剤	カルテ開示	15	1.0%	8	0.5%
	その他	61	4.3%	48	3.2%	↑		その他	46	3.1%	49	3.3%
	計	238	16.7%	209	13.9%			計	61	4.3%	57	3.8%
医療内容等	診断	44	3.1%	34	2.3%	↓		精神保健福祉法	副作用	9	0.6%	13
	処置・手術	75	5.3%	83	5.5%	↓	薬品情報		0	0.0%	2	0.1%
	検査	47	3.3%	26	1.7%	↓	飲み合わせ		0	0.0%	1	0.1%
	処方・投薬	40	2.8%	45	3.0%	↓	その他		9	0.6%	14	0.9%
	その他	77	5.4%	52	3.5%	↓	計		18	1.3%	30	2.0%
	計	283	19.9%	240	16.0%		退院請求（措置）	0	0.0%	1	0.1%	
医療費	診療報酬	36	2.5%	51	3.4%	↓	退院請求（国保）	0	0.0%	0	0.0%	
	保険外負担	33	2.3%	15	1.0%	↓	処遇改善	5	0.4%	0	0.0%	
	領収書	0	0.0%	0	0.0%		不明	0	0.0%	0	0.0%	
	その他	43	3.0%	44	2.9%		その他	3	0.2%	1	0.1%	
	計	112	7.9%	110	7.3%		計	8	0.6%	2	0.1%	
その他	要望・提言	2	0.1%	3	0.2%		その他	要望・提言	2	0.1%	3	0.2%
	その他	49	3.3%	53	3.5%			その他	49	3.3%	53	3.5%
	計	51	3.4%	56	3.7%			計	51	3.4%	56	3.7%
合計		1,426	100%	1,503	100%		合計		1,426	100%	1,503	100%

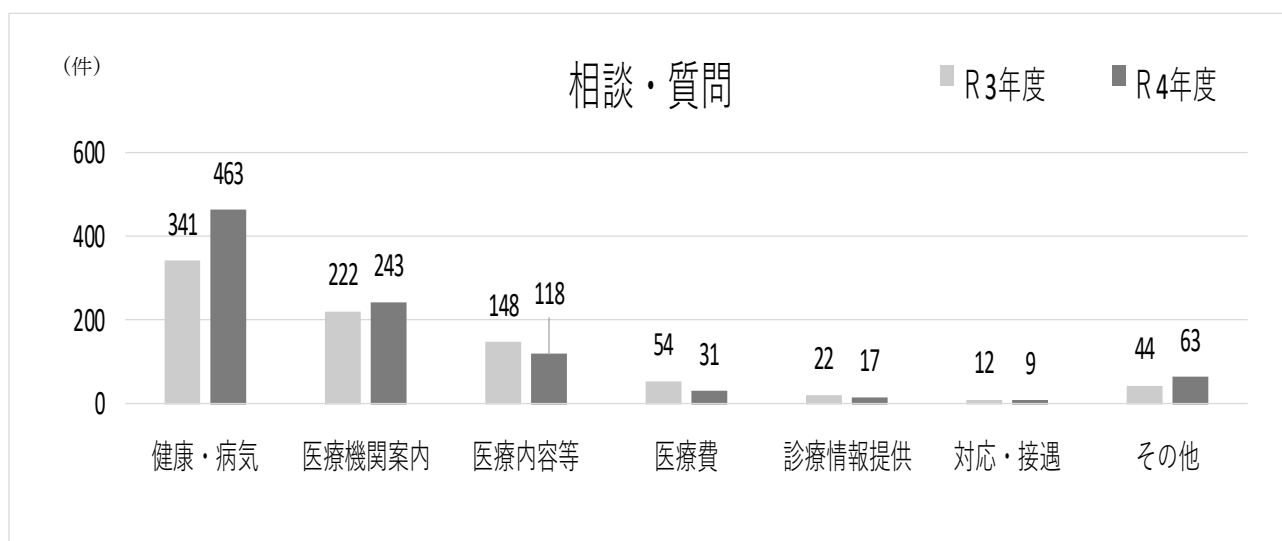
※医療事故疑いは「相談者から医療事故ではないか」という相談を区分している。
 ※複数の項目に該当するものは、主たる項目に区分している。
 ※太字の矢印は2%以上の増減、細字の矢印は1%以上の増減を表している。

(4) 主たる相談の種別

	相談・質問	不信・苦情	要望・提言	その他	計
R3年度	843	580	1	2	1,426
割合	59.1%	40.7%	0.1%	0.1%	100%
R4年度	944	554	2	3	1,503
割合	62.8%	36.9%	0.1%	0.2%	100%

※その他：内容がはっきりしないもの、医療でない悩み相談、情報提供など

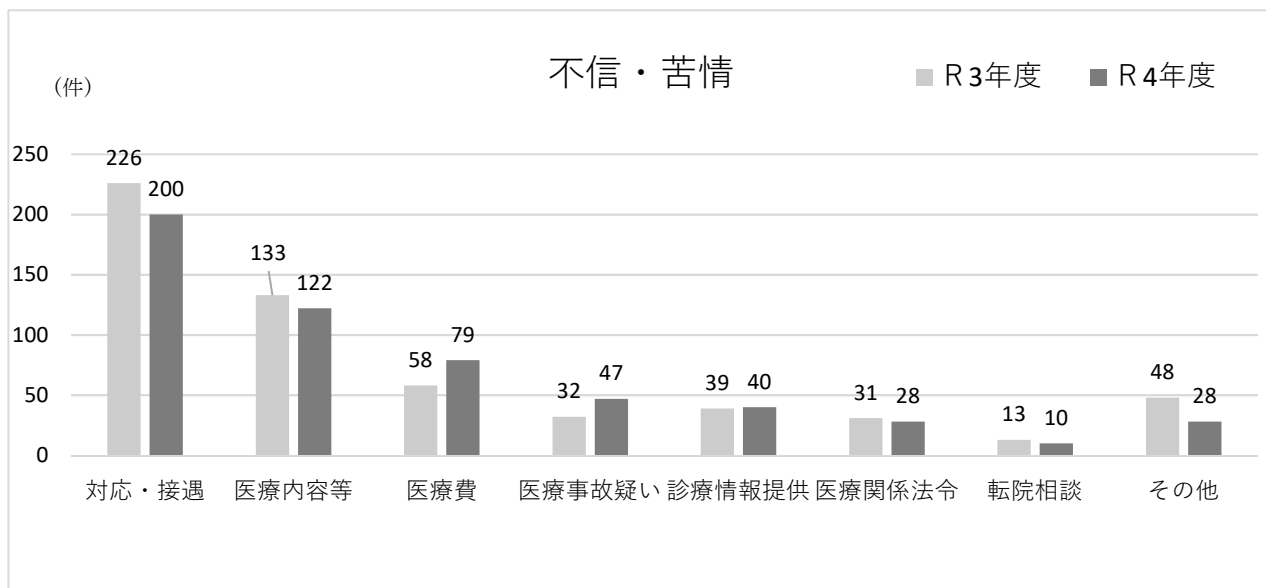
- ・ 相談として多いのは、「健康・病気」である。
- ・ 「医療機関案内」が増えた背景には、発熱時の受診先案内や、精神科の案内等多様な相談が寄せられた為である。



※複数の項目に該当するものは主たる項目に区分している

※その他：薬剤、医療関係法令、医療事故疑い、精神保健福祉法など

- ・ 不信苦情として多いのは、「対応・接遇」である。



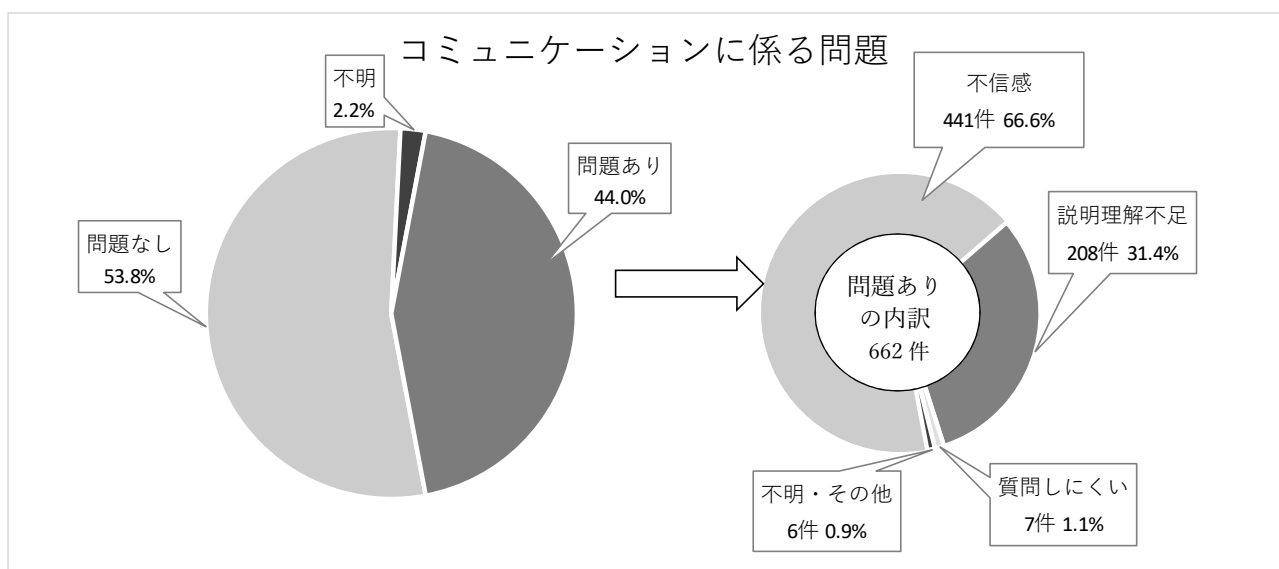
※その他：健康・病気、薬剤、精神保健福祉法など

(5) コミュニケーションに係る問題

医療相談の内容から患者側と医療機関側のコミュニケーションに係る問題について整理したものである。相談者が医療者の説明や医療行為そのものに疑念を持つものを「不信感」、患者側が医療者から十分な説明を受けていない場合と説明を受けていても理解できなかった場合に「説明理解不足」、患者側が医療者に質問しにくいと発言があった場合には「質問しにくい」に分類している。

	コミュニケーションに問題あり					問題なし	不明	計
	不信感	説明理解不足	質問しにくい	不明その他	小計			
R3年度	394	316	8	23	741	661	24	1,426
割合	27.6%	22.2%	0.6%	1.6%	52.0%	46.4%	1.7%	100.0%
R4年度	441	208	7	6	662	808	33	1,503
割合	29.3%	13.8%	0.5%	0.4%	44.0%	53.8%	2.2%	100.0%

・「問題あり」の内訳を表したのが下記の円グラフである。問題があると判断された事例の約7割は「不信感」、3割は「説明理解不足」である。



(6) 紹介・転送した関係機関

・「紹介なし・転送なし」は、相談窓口で相談対応が完結したことを意味しており、約9割が完結している。

	紹介・転送なし	保健所内関係課	市町村	都道府県	の他自治体相談窓口	厚生局	関東信越課	国保医療	弁護士会	医師会	歯科医師会	薬剤師会	その他	計
R3年度	1214	32	44	51	26	18	6	1	0	34	1426			
割合	85.1%	2.2%	3.1%	3.6%	1.8%	1.3%	0.4%	0.1%	0.0%	2.4%	100.0%			
R4年度	1315	26	50	50	22	17	2	4	0	17	1503			
割合	87.5%	1.7%	3.3%	3.3%	1.5%	1.1%	0.1%	0.3%	0.0%	1.1%	100.0%			

※その他：PMDA、食品衛生協会、民間相談窓口など

※市町村：区役所、保健センター、妊娠・出産包括支援センター、消費者センターなど

※医師会：各医師会の在宅医療支援相談も含まれる

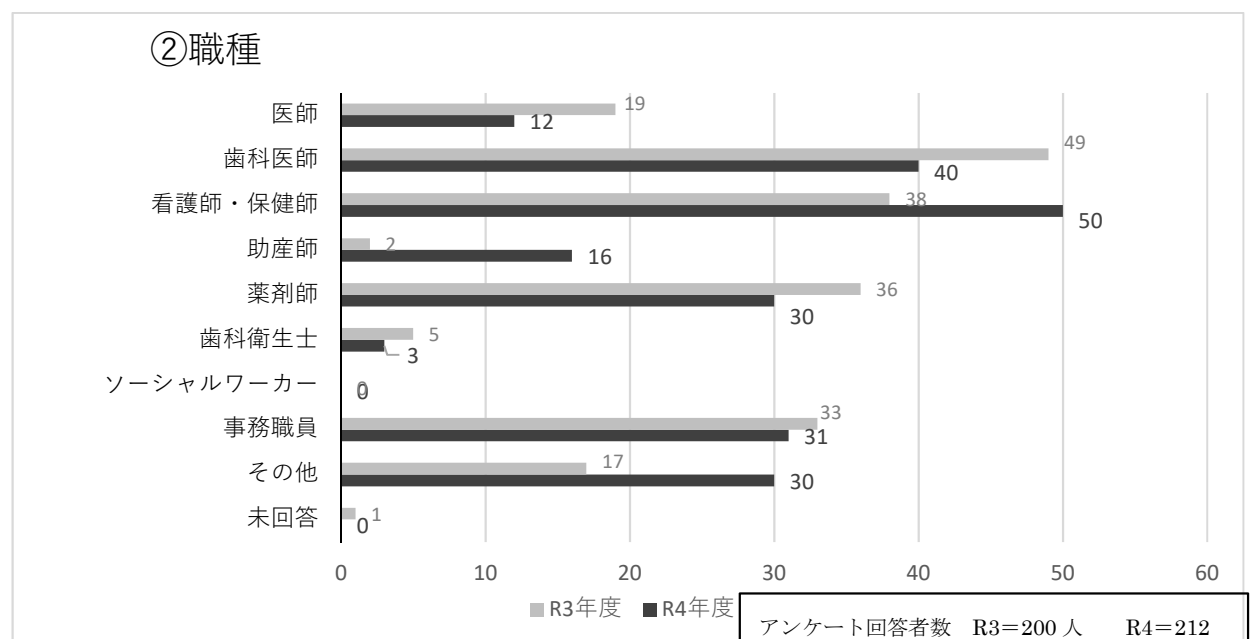
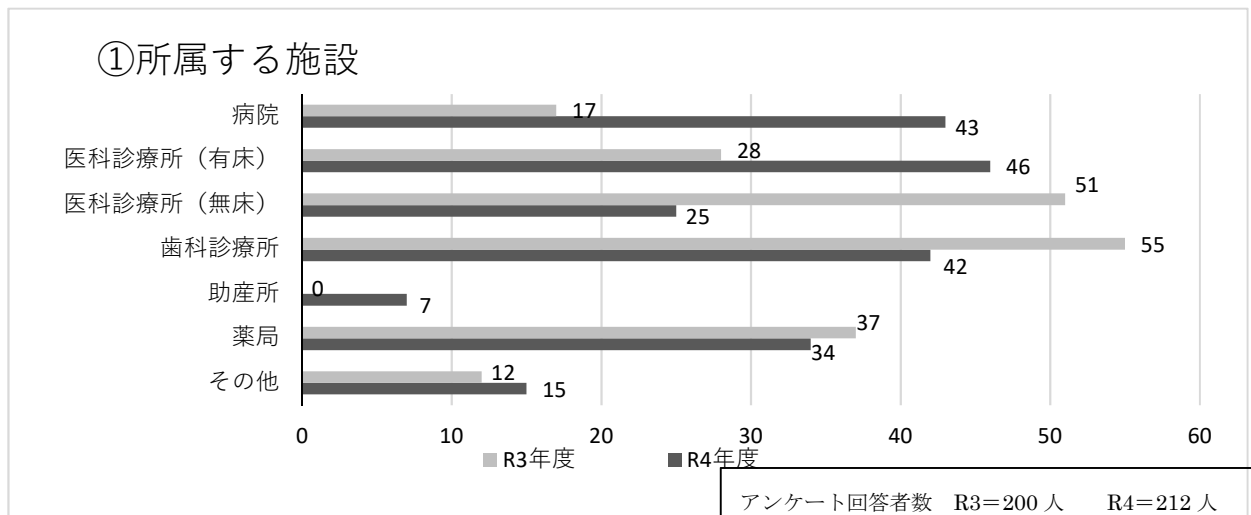
資料 2

令和 4 年度 さいたま市医療安全研修会開催報告

- 1 日 時 令和 4 年 1 2 月 1 5 日 (木) 8 時 3 0 分～令和 4 年 1 2 月 2 2 日 (木) 1 7 時
- 2 開催方法 オンライン開催
- 3 対 象 市内の医療機関関係者
- 4 参加者数 6 1 5 名 (※YouTube 動画視聴回数 8 1 2 回)
- 5 研修内容 講 演 「医療安全におけるコミュニケーション
～医療従事者と患者・家族を大切にしながら～」
講 師 奈良県立医科大学 特任講師 岡本 左和子 氏

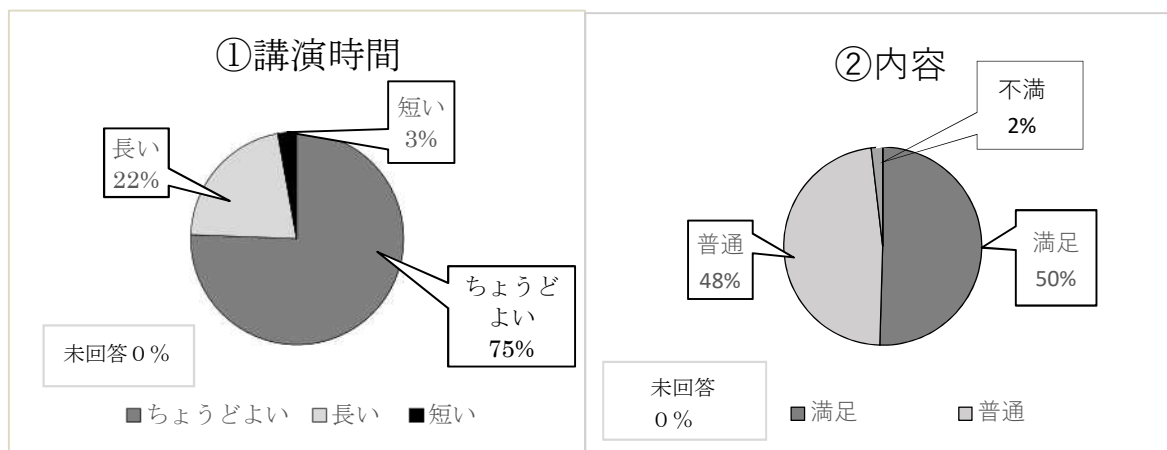
6 アンケート結果 (回答者数：2 1 2 名)

(1) 参加者について



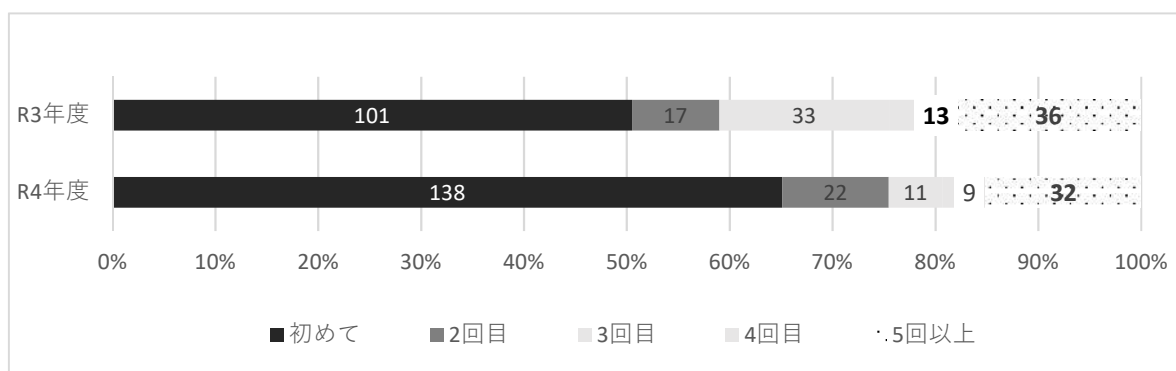
職種については、看護師・保健師をはじめ、歯科医師、薬剤師、事務職員の方が多く参加されており、その他には、看護助手、臨床検査技師、放射線技師、介護相談員、保育士等の様々な職種の方が参加されている。

(2) 本日の研修会について



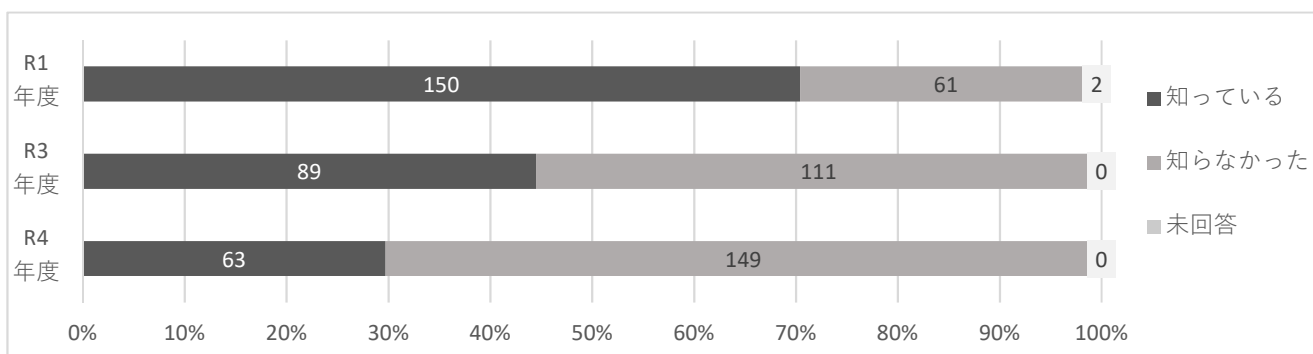
オンライン開催での45分という時間はちょうど良いという意見が多かった。

(3) さいたま市医療安全研修会の参加状況



「初めて」と回答した方が全体の60%以上に増加した。

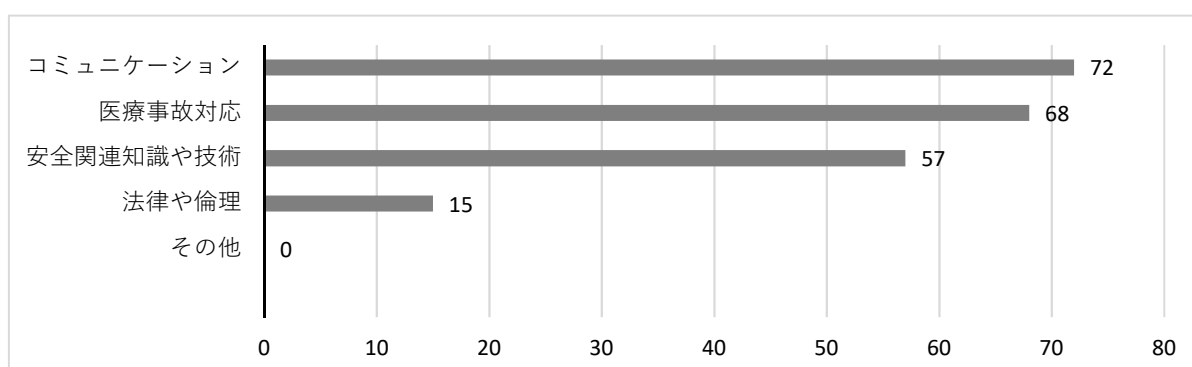
(4) さいたま市医療安全相談窓口（医療安全支援センター）の認知度



※令和2年度は研修会の開催無し

令和3年度からオンライン開催になり初めての参加者が増えて、認知度が低くなったと思われる。

(5) 今後取り上げて欲しいテーマや内容



(6) 今回の研修会に関する意見・感想・気づき・要望

<多かった感想>

- ・とても興味深く拝聴でき、役立つ内容だった。研修会を通じ知識を付けられた。
- ・コミュニケーションの重要性を改めて認識し、コミュニケーションを見直すきっかけになった。
- ・多面的なコミュニケーションを知ることが出来た。
- ・事例に基づいた説明でまとまりやすく、実際に日々の業務に直結する内容で分かりやすかった。
- ・出来ることから少しずつ、日々の業務に活かしていきたい。
- ・冒頭の「患者のためだけでなく医療従事者も大切にしながら～」という点が心に残り、患者や家族だけでなく医療従事者自身の安全も守ることが大切と分かった。
- ・貴重な勉強会の開催ありがとうございました。
- ・自宅に居ながらのオンデマンドは参加しやすくとても良かった。
- ・忙しい中でコミュニケーションが一方向的になりがちで、患者様が理解していない事があり、講義を聞いてはっとした。一方通行ではダメということは肝に銘じておきたい。

<その他の感想（抜粋）>

- ・「コミュニケーションエラー」がどのように寄与するかがよく分かった。事例の「思い込み」による齟齬をなくしていく方法や意思決定に導けるスキルを学べた。また別の機会でも聞きたい。
- ・多くのトラブルの根幹にあるのが[コミュニケーション不足・関係構築の失敗]であると思うが、その点を良くまとめていただいたスライドで体系的な理解が深まった。
- ・コミュニケーションはパターン化できないことに、納得できた。
- ・「伝える」ことについては日々の業務で尽きない悩みなので、こういう構造なのか、ということが分かった。実際どうしたらいいのかはテンプレ化できるものではないが、もう一步踏み込んだお話があってもいいのかと思った。
- ・患者や家族の思いや、理解度を知るテクニックが重要だが、難しいなと日々感じていた。自分の思いをきちんと言葉にできない方々が多いと思う。
- ・歯科での事例もあげてほしい。
- ・患者とのコミュニケーションも大事だが、スタッフ同士のコミュニケーションも重要。
- ・薬局勤務なので本日の場面には接しないが、話を聞いてもらいたいお年寄りはいっぱいいる。できる限り対応したいと思った。
- ・内容が教科書的で事例もリアリティーに欠けていて今の現場の医療安全には役立たない。
- ・自分にとって初めての演題であったので糧になった。
- ・一人で来局される認知機能の低下された高齢者にお薬を渡していると、コミュニケーションだけでは安全を確保できない危険性を感じている。次回はそのような事案も取り上げて欲しい。
- ・日々直面している業務の場面で起こる事象が分析されていた。自分の日々の慌ただしい常務の中の思考の方向は、案外真っ当であるのではないかとの思いに至った。
- ・概念はわかったが、実際の臨床に反映していくには、訓練が必要と感じた。

- ・基本的であるが大事な傾聴、信頼関係を深く考えさせられた。
- ・1人の発言で、患者家族に誤解を招いてしまったことがあり、医療対話や意志決定支援はとても重要性が高いと感じる。自分の発言も時には間違っ相手に伝わっている可能性があり、対話時はお互い複数人で話し合う必要があると思った。とても勉強になった。他のスタッフにも動画を観てもらいたかったが、そうすると配信期間が少し短いと思う。
- ・通常診療を行っている医師には内容が目新しさも発見もない。
- ・こちらが送った情報を患者が理解できたか確認したり、納得できない原因を聞き出したりすることは時間がかかる。人手不足や余裕がない時は疎かになりがちなので注意したいと思った。
- ・もう少し声を張っていただけると聞きやすいと思う。
- ・「誰の意見を尊重するのか？」というのは難しいが重要と感じた。
- ・相手の気持ちを想像する事とこちら側から伝えるべき情報を同時に考えながら話すのが、何年仕事をしても難しいと感じている。
- ・患者ファーストで診療を進めていいと確信した。
- ・調剤薬局において、新規の服薬指導の際、特に高齢の場合、うなずいているが本意が伝わっていないこともある。こちら側の一方的な説明ではなく、患者の様子を伺いながら、患者とのコミュニケーションを大切にしたい。
- ・少しの違和感でも確認には重きを置きたい。患者様と医療従事者側の理解度は大きく異なっているのを改めて感じた。ちょっとした声かけも大切になってくると感じた。
- ・実際の事象症例をもう少し多く示して欲しい。
- ・常日頃、患者家族との倫理的な問題や優先順位などで混乱することがある。講師の先生に相談したいことがたくさんある。考え方をだいぶ整理することができたので、講義を是非また聞きたい。
- ・コミュニケーションは日々の業務に欠かせないもので、そのメカニズムを理解することが大事。
- ・大きな心的なイベントに遭遇した方の心の変化に十分配慮した対応が必要。
- ・演者と資料がかぶって見えない場面があり音量もばらつきがあった。
- ・本当の意味でのコミュニケーションが大切で、そこが出来ないと死に関わる事もあると気を引き締めなければならないと思った。
- ・患者様からの反応や返答から自分の行動が理解されているのか確認することが大切だと考えた。
- ・さいたま市医療安全支援センターを知るきっかけができた。
- ・今後もこの様な研修を企画してもらおうと社会問題になっている子どもたちや高齢者、精神疾患患者などへのマルチリートメントや虐待予防に繋がるのではないかと思った。

<研修開催や医療安全支援センターに対する要望>

- ・視聴期間をもう少し長くして欲しい。

資料 3

令和5年度さいたま市医療安全支援センター活動計画について

	項目	目的・趣旨		5年度の活動計画
1	医療安全相談窓口の運営	患者・家族と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するよう努める。 患者・住民と医療提供施設との間であって、中立的な立場から相談等に対応し、患者・住民と医療提供施設の双方から信頼されるよう努める。		相談員の研修会参加 (医療安全支援センター総合支援事業)
2	医療安全推進協議会及び連絡会議の開催・運営	医療安全支援センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討する。		医療安全推進協議会の開催 (原則年1回、必要に応じて2回)
				医療安全推進協議会連絡会議の開催 (原則年1回、必要に応じて2回)
3	医療安全施策の普及・啓発	医療提供施設従事者向け	医療提供施設に沿ったテーマに基づき、医療安全管理体制の確保や患者サービスの質の向上を図る。	①医療安全研修会の開催 ・配信時期 令和5年12月頃 ・開催方法 オンライン開催 ・講師 河野 龍太郎氏 ・演題 「みんなで取り組む科学的P4S活動の勧め～医療安全と作業効率を向上させる新しい5S活動～」
		市民向け	地域における医療安全に対する意識啓発を図り、推進する。	②医療安全情報発信 ・ホームページによる情報提供 ・市民向けリーフレット配布

さいたま市医療安全相談窓口の事例

- ① 子どもの歯科治療についての相談

- ② 薬剤の相談

- ③ 必要のない検査をされたという相談

さいたま市医療安全支援センター設置要綱

(目的)

第1条 医療に関する患者・家族等からの苦情・心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）に対する助言、情報提供及び研修、患者・家族等に対する助言及び情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保することを目的として、さいたま市医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(基本方針)

第2条 センターは、次の基本方針により運営する。

- (1)患者・家族等と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するよう努めること。
- (2)患者・家族等医療提供施設との間であって、中立的な立場から相談等に対応し、患者・家族等と医療提供施設の双方から信頼されるよう努めること。
- (3)患者・家族等が相談しやすい環境整備に努めること。
- (4)相談者のプライバシーを保護し、相談により相談者が不利益を被ることがないように配慮する等、安心して相談できる環境整備に努めること。
- (5)地域の医療提供施設や医療関係団体の相談窓口や関係する機関・団体等と連携、協力して運営する体制を構築するよう努めること。

(設置場所)

第3条 センターの設置場所は、さいたま市保健所保健所管理課内とする。

(実施体制)

第4条 センターには、医療に関する患者・家族等の相談等へ適切に対応するための「さいたま市医療安全相談窓口（以下「相談窓口」という。）」及び当該センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討する「さいたま市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）」を設ける。

(センターの業務)

第5条 センターの業務は、次を基本とする。

- (1)患者・家族等からの苦情や相談への対応
- (2)協議会の開催
- (3)患者・家族等からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整
- (4)医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供
- (5)研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上

- (6)医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報収集
- (7)県センターとの連絡調整
- (8)医療安全施策の普及・啓発（医療提供施設等に関する情報提供や助言・研修、患者・家族等に対する医療安全に係る啓発等を含む。）
- (9)地域医療課への報告及び調整

（庶務）

第6条 センターの庶務は、保健所管理課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年6月20日から施行する。
（さいたま市医療安全相談窓口設置要綱の廃止）
- 2 さいたま市医療安全相談窓口設置要綱（平成17年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市医療安全推進協議会運営要領

(目的)

第1条 さいたま市医療安全支援センター（以下「センター」という。）設置要綱に基づき、当該センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策などを検討するさいたま市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）の運営のために必要な事項を定める。

(所掌業務)

第2条 所掌業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)センターの運営方針及び業務内容の検討
- (2)センターの業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整
- (3)個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言
- (4)地域における医療安全の推進のための方策の検討
- (5)その他センターの業務に関する重要事項の検討

(委員)

第3条 協議会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)医療サービスを利用する者
- (2)医療関係者
- (3)学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会の委員長は、委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長の指名により定める。

3 委員長は、協議会を代表し、副委員長は委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、必要があるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 協議会は、原則公開とする。ただし、協議会の決議により公開しないことができる。

(連絡会議)

第7条 協議会には、医療安全相談業務を円滑に推進するため、医療関係者との連絡会議を設ける。

2 連絡会議は、次の業務を行う。

(1) 具体的相談事例の検討及び助言

(2) 相談業務に係る情報交換

3 連絡会議の委員については、第3条の規定を準用する。

4 連絡会議の委員の任期については、第4条の規定を準用する。

5 連絡会議の議長は、委員の互選により定める。

6 議長に事故があるときは、連絡会議委員のうちからあらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

7 連絡会議は、市長が招集する。

8 連絡会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議出席者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会及び連絡会議の庶務は、保健所保健所管理課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年6月20日から施行する。

2 この要領は、令和2年8月11日から施行する。

3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この 10 箇条は、インフォームド・コンセントに患者が主体的にかかわっていくことを願って、1998 年厚生省「患者から医師への質問内容・方法に関する研究」研究班から発表されました。

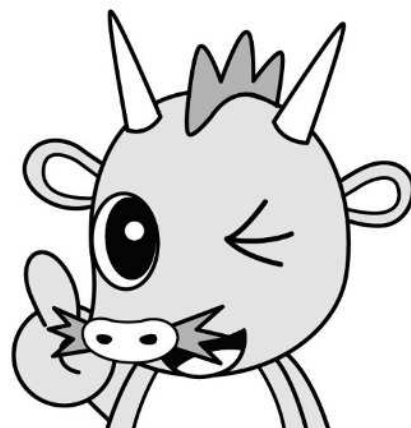
患者と医療機関とのより良い関係づくりのための

上手な医者のかかり方 10か条

1. 伝えたいことはメモして準備
2. 対話の始まりは挨拶から
3. より良い関係作りはあなたにも責任が
4. 自覚症状と病歴はあなたを伝える大切な情報
5. これからの見通しを聞きましょう
6. その後の変化も伝える努力を
7. 大事なことはメモをとって確認
8. 納得できないときは何度でも質問
9. 治療効果をあげるため、お互いに理解が必要
10. よく相談し、治療方法を決めましょう

(厚生省研究班作成)

患者と医療機関の
相互の信頼関係構築のために
活用してみてください。



さいたま市医療安全推進協議会連絡会議委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

区 分	団体名	氏 名
医療関係者	(一社) 浦和医師会	阪 正晴
	(一社) 大宮医師会	飯島 竜之
	(一社) さいたま市与野医師会	塩屋 雄史
	(一社) 岩槻医師会	若杉 直俊
	さいたま市歯科医師会	岡村 正美
	(一社) 浦和歯科医師会	小田 尚孝
	(一社) 大宮歯科医師会	福田 守正
	(一社) 与野歯科医師会	坪井 栄範
	(一社) さいたま市薬剤師会	岸田 誠
	(一社) さいたま市地区助産師会	平野 素尚